

電波法施行規則の一部を改正する省令案

(適正な運用の確保が必要な無線局)

1 諮問の概要

近年のインターネットショッピングの発展等により、技術基準に適合しない無線設備の流通が拡大し、適正に運用されている無線局等の通信に重大な悪影響が及ぶおそれが高まっており、電波有効利用成長戦略懇談会令和元年度フォローアップ会合においては、電波法第 102 条の 11（基準不適合設備に関する勧告等）の改正等に係る提言が行われた。

このような背景を踏まえ、技術基準に適合しない無線設備の流通抑止の実効性を高めるため、令和 2 年度の電波法改正により、無線設備の製造・輸入・販売業者に対する勧告・命令の発動要件が緩和された。

改正後の電波法第 102 条の 11 第 4 項においては、命令の発動要件として、技術基準不適合設備を使用する無線局が重大な悪影響を与えるおそれがある無線局が「適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるもの」であるときと規定されていることから、今般その施行に合わせ電波法施行規則の一部を改正するものである。

2 改正概要

○電波法施行規則

- ・法第 102 条の 11 第 4 項の改正に伴い、適正な運用が必要な無線局について規定を追加【電波法施行規則第 51 条の 2】

3 施行日

電波法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 23 号）の施行日（令和 2 年 12 月 15 日）から施行する。